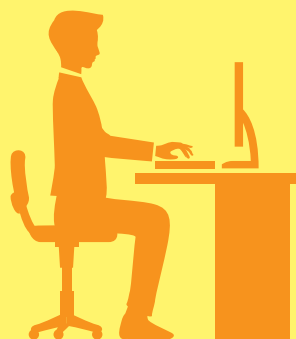


紛争解決
センター

リモート参加が 可能になりました



令和4年4月1日から、あっせん手続き期日に
リモートで参加していただくことが可能になりました。

期日へのリモート参加を
ご希望の方は、
あっせん申立ての際に、
希望をご表明ください。

なお、あっせん人が、
リモート参加は不適當であると
判断した場合、リモート参加を
利用することはできません。

詳しいことをご知りになりたい方は

金沢弁護士会紛争解決センター

TEL **076-221-0242**まで、
お気軽にお問い合わせください。



金沢弁護士会

金沢弁護士会

〒920-0937 石川県金沢市丸の内7番36号
受付は毎週月～金 午前10時～午後5時